

江田島市教育委員会会議録

令和元年8月19日(月)令和元年第9回教育委員会会議定例会を教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時30分
閉会	午前	11時14分

2 出席者 (5名)

教育長	小野藤 訓
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀
委員	柳川 政憲
委員	泊野 仁美

3 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	山近 宏
生涯学習課長	松岡 弘倫
学校給食共同調理場総括場長	福岡 洋
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

4 事務局

学校教育課	
学校教育課主任指導主事	河野 諭恵
総務係長	濱岡 晶子

5 傍聴人

2人

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第13号 請願書「2020年度使用小学校教科書の採択に係る請願」について
- (4) 議案第14号 令和2年度に市立小学校で使用する教科用図書の採択について
- (5) 議案第15号 令和2年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択について
- (6) 議案第16号 令和2年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択に

ついて

- (7) 承認第 21 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (8) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第 9 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

それでは、審議に入る前に、32 ページの議案第 15 号と 51 ページの議案第 16 号は、教科用図書の採択に関する案件で、これまでも、静ひつな審議環境を確保するという意味で、非公開としておりました。また、議案第 16 号に関しましては、小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書で、内容から、個人が特定できる可能性があると思われま

す。

次に、101 ページの承認第 21 号ですが、これは、人事に関する案件ですので、この 3 件については、公開しないで審議する事が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第 15 号の「令和 2 年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択について」から、承認第 21 号の「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」まで、公開しないことに賛成の方の、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第 15 号「令和 2 年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択について」から、承認第 21 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」までは、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

なお、議案第 14 号「令和 2 年度に市立小学校で使用する教科用図書の採択について」

を公開するかどうかは、日程第3，議案第13号「請願書『2020年度使用小学校教科書の採択に係る請願』について」の中の審議事項となっておりますので、そこで審議したいと思います。

○ 教育長

日程第1，「教育長報告」を行います。

それでは、議案書の2ページをお開きください。

「教育長報告」

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2，「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、泊野委員にお願いいたします。

○ 教育長

日程第3，議案第13号「請願書『2020年度使用小学校教科書の採択に係る請願』について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました議案第13号「請願書『2020年度使用小学校教科書の採択に係る請願』について」でございます。

議案書，3ページをお開きください。

提案理由でございます。

令和2年度から使用される小学校教科書の採択に係り、請願書が提出されましたので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第8号の規定によりまして、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして、説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○ 学校教育課長

ただ今、上程されました議案第13号「請願書『2020年度使用小学校教科書の採択に関する要望及び請願』について」説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長の説明のとおりでございます。

内容でございます。3ページをご覧ください。

審議していただきたい内容としましては、4ページの「2020年度使用小学校教科書の採択に係る請願」についてでございます。

また8ページに、江田島市教育委員会会議運営規則に「請願」規則の策定を求める請願もございますが、「2020年度使用小学校教科書の採択に係る請願」の9番についての請願ですので、1つの請願として扱わせていただきます。

それでは、1から順に説明させていただきます。

請願書に対しましては、昨年度と同じように「新たに採用する」ものについては「採択」とし、「実施予定がないもの」と「実施又は一部実施しているもの」については「不採択」として、整理させていただいております。

12ページの回答(案)を見ていただきますと、「実施予定がないもの」と「すでに実施、または一部実施しているもの」であったため、すべての項目について、「不採択」として整理させていただいております。

それではまず、4ページの「1 基本的人権、民主主義、平和、多文化共生の日本国憲法を尊重した教科書採択を行うための採択基本方針、選定資料を示すこと。」についてですが、「採択基本方針」につきましては、13ページに参考資料として付けさせていただいておりますが、本年5月の定例教育委員会会議で議決されたものであり、現在ホームページにおいても公開済みです。

また、「選定資料を示すこと」については、今後9月以降に、採択結果とともに公表する予定ですので、一部実施という事で不採択としています。

5ページにお戻りください。

「2 調査研究委員会においては、教科書の長所・短所を記述すること。」については、今回も、調査員が行った調査結果に基づいて記述しておりますので、すでに実施しているという事で、不採択としています。

「3 教員に教科書研究をする時間を保障すること。」については、江田島市教育委員会から委嘱された調査員は、通常の勤務時間の中で、教科書研究を行っております。

調査員ではない一般の教員は、教育公務員特例法第21条に該当することから、勤務時間外における自主的な研修とすることが望ましいと考えています。

また、教科書展示会の日程等については、事前に校長会や教頭・事務長会で周知し、土曜日や日曜日についても教科書を閲覧できる時間を設けているという事で、すでに実施しているので、不採択としています。

「4 実際に教科書を使い授業をする教員の意見をアンケートで集約し、採択の参考資料とすること。」については、これまでも、教員である調査員が協議をし、その調査結果に基づいて実施しているので、アンケートまでは必要ないと思っておりますので、不採択としています。

「5 通常学級に視覚障害者が学ぶ場合に、点字教科書ではない教科書を採択した場合は、当該教科書を点字化して給与すること。」については、本市においては、必要に応じて拡大教科書を適切に給与しており、現在では点字教科書を給付する必要はありません。

また、必要があれば法律に基づいて給与しますので、不採択としています。

続いて6ページの、「6「採択基本方針」「観点・視点・方法」は意思形成終了後、速やかに公開すること。」については、採択基本方針については、先ほども申し上げましたとおり、本年5月の定例教育委員会会議で議決されたものを、現在ホームページに掲載し、すでに実施しております。

また、「観点・視点・方法」は選定委員会答申に含まれており、教科用図書を採択する権限は教育委員会に与えられています。

これらのことから、調査委員会の報告書や選定委員会の答申は、教育委員会で審議するための資料です。つまり、調査研究から教育委員会会議における採択までが、教科書採択における一連の意思形成過程となっていることから、「観点・視点・方法」については、教育委員会会議における採択後、遅滞なく公開することとしていますので、不採択としています。

次に7ページ「7教科書展示会で、希望があれば教科書の写真を撮らせること。」についてです。

本市においては、教科書展示会において、教科書の閲覧はしていただいておりますが、写真を撮ることについては、著作権に留意する必要があることから、現在は認めておりませんので、不採択としています。

次に「8市民アンケートを実施して、採択の参考資料とすること。」についてです。

このことにつきましては、教科書展示会ですでにアンケートは実施しておりますので、不採択としています。

続いて「9江田島市教育委員会会議運営規則に『請願』規則を策定すること。」についてですが、このことにつきましては、現在、江田島市教育委員会会議規則には、請願に係る記述はございませんが、「江田島市教育長に対する事務委任規則」の第2条第8項には「請願、陳情等処理すること。」という記載がございますので、不採択としています。

最後に「10教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開(傍聴)すること。」についてですが、これまでも教科書採択時の教育委員会会議は、非公開として参りました。その理由としたしましては、静ひつな審議環境を確保するということから、非公開としております。

教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな採択環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われなければなりませんので、不採択としています。

以上のことから、1から10の内容はすべて不採択としております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

それでは、「1の基本的人権、民主主義、平和、多文化共生の日本国憲法の精神を尊重した教科書採択を行うための採択基本方針、選定資料を示すこと。」から順に、何かご質問やご意見があればお願いいたします。

○ 三島委員

最初に伺いますが、小学校教科書採択に係る、選定委員会や調査員会は今年度、何回程度実施しましたか。

○ 学校教育課長

選定委員会は計2回実施し、調査員会は全体での会議を1回行った後に、教科ごとの部会を2回程度実施しております。

○ 三島委員

「2調査研究委員会においては、教科書の長所・短所を記述すること。」に係ると思いますが、各教科の調査員会は、こういった構成メンバーで、どのような点について調査されているのですか。

○ 学校教育課長

各教科の調査員は、関係小学校の校長・教頭・指導教諭・教諭等のうちから、江田島市教育委員会が委嘱し、各教科部会の調査員の人数は、5人以下で構成しています。

調査内容につきましては、採択基本方針にもございますように、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択できるよう、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して、観点を決めて調査しております。

○ 泊野委員

「3教員に教科書研究をする時間を保障すること。」に係る内容ですが、教科書展示会はどれくらいの期間、どこで行ったのですか。また閲覧できる時間帯はどの程度あったのですか。

○ 学校教育課長

令和元年6月14日（金）から6月28日（金）までの15日間、会場は能美市民センターで実施いたしました。閲覧できる時間帯は、平日は午前9時から午後5時まで、土日は午前9時から午後3時までとして実施しました。

○ 泊野委員

先ほどの説明では、この教科書展示会については、あらかじめ校長会等で周知したとのことでしたが、それ以外の方法で広く一般の方に周知したことがあれば教えてください。

- 学校教育課長
江田島市の広報紙6月号「広報えたじま」に開催場所等を事前に広報しております。

- 樋上委員
「4実際に教科書を使い授業をする教員の意見をアンケートで集約し、採択の参考資料とすること。」については、これまでも、調査員が行った調査結果に基づいて実施しているとのことでしたが、もう少し詳しく説明してもらえますか。

- 学校教育課長
ご承知の通り、教科用図書を選定する権限は、教育委員会にあり、文部科学省からも、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな採択環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。」と指導されています。
つまり、教育委員会会議で承認いただいた採択基本方針に基づき、調査員からの報告を踏まえた選定委員会からの答申をもとに、教育委員会会議で採択を行う流れとなります。
また、調査員には本市の教員を委嘱していることから、教科用図書を実際に使う教員の意見は、十分に反映されていると考えています。

- 樋上委員
「5通常学級に視覚障害者が学ぶ場合に、点字教科書ではない教科書を選定した場合は、当該教科書を点字化して給与すること。」について、先ほどの説明では、必要に応じて拡大教科書を適切に給与しているとのことでしたが、江田島市で対象の児童生徒は何名程度いるのですか。

- 学校教育課長
今年度、本市で対象の生徒は1名です。

- 柳川委員
「10教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開(傍聴)すること。」についてですが、おそらく昨年度も傍聴が求められていたようですが、市民に傍聴されて何か困ることはありますか。

- 学校教育課長
教科書採択について審議する教育委員会会議の公開につきましては、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保に万全を期す必要がございます。
したがって、採択後に、必要な事項を公開することが適当であろうと考えます。

また、公開とした場合は、率直な意見が出しにくくなる恐れもございますし、他の採択地区への影響がでることも考えられます。

○ 柳川委員

わかりました。会議を公にすることで、意思決定の中立性が損なわれる可能性がありますし、採択事務に疑義が生じることがあってもいけませんので、私は非公開が適当だと思います。

○ 樋上委員

私も同じ考えです。公正性・透明性の確保に万全を期すという観点から、本請願については「不採択」でよいと思います。

従って、教育委員会会議は非公開で行い、「答申」をもとに、静ひつな環境で審議したいと思います。

○ 教育長

ただ今、「10 教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開（傍聴）すること。」についてご意見がございましたが、この件について、何かございましたら、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。公開しない、ということによろしいですか。

(全員異議なし)

○ 教育長

では、「10 教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開（傍聴）すること。」については不採択とし、本日の議案第 14 号「令和 2 年度に市立小学校で使用する教科用図書の採択について」に係ってまいります。この議案第 14 号は公開しないで審議することに決定いたします。

その他、ご意見はありますか。

○ 三島委員

「6 「採択基本方針」「観点・視点・方法」は意思形成終了後速やかに公開すること。」ということについて、これまでは、どのように対応しているのですか。

○ 学校教育課長

これまでも「観点・視点・方法」については、教育委員会会議における採択後、できるだけ速やかに、遅滞なくホームページ等で公開しております。

○ 柳川委員

「9 江田島市教育委員会会議運営規則「請願」規則を策定すること。」についてですが

11 ページの資料には、③に請願規定がない区市町の欄に江田島市は×となっていますが、先ほどの説明では、「江田島市教育長に対する事務委任規則」の第2条第8項には「請願，陳情等処理すること。」という記載があるということでしたが間違いはないのですか。

○ 学校教育課長

間違いなく、「江田島市教育長に対する事務委任規則」に記載されております。

○ 教育長

その他いかがでしょうか。ないようでしたら、本件の審議を終わります。

○ 教育長

採決に移ります。最初に説明があったように、この請願によって、江田島市教育委員会として、「新たに採用する」というものではなく、すべて「実施予定がないもの」と「実施又は一部実施しているもの」という整理になりますので、1 から 10 までの請願はすべて「不採択」の回答という、原案のとおり決定することにご異議がありませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

これからは非公開としますので、傍聴者は退席してください。

(傍聴者退席・暫時休憩)

○ 教育長

日程第4，議案第14号「令和2年度に市立小学校で使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第5，議案第15号「令和2年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第6，議案第16号「令和2年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第7，承認第21号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で，本日の会議に付された審議事項は，すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は令和元年9月17日（火）午前10時から教育委員会会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員